



17 議総第 17 号

平成 17 年 8 月 23 日

長野県知事 田中康夫 様

長野県議会議長 萩原 清



県有施設における敷地内禁煙について（回答）

このことについては、平成 17 年 6 月 8 日の知事と正副議長・各会派代表者との懇談会における知事提案を受け、各会派とともに検討してきたところ、一部の会派には現状どおりとの意見もありましたが、議会全体としては、健康増進法の趣旨を踏まえ、下記のとおり回答します。

なお、県有施設における敷地内禁煙については、県民や県職員の理解と合意を得たうえで実施されるよう繰り返し申し上げてきたところですが、未だに県職員労働組合との合意が得られないなかで、県庁周辺の路上では昼休み等に数十名の職員が喫煙するという異様な光景が続いています。貴職におかれては、一方的に敷地内禁煙を唱えるのみでなく、県民や県職員の声に耳を傾け、真摯な態度で話し合いを行い、適切に対応されるよう強く要望します。

記

- 1 知事提案の「分煙スペース」は、委員会室や本会議場に最も近く、分煙効率も高い第 1 議員面会室とすること。このスペースは、議員のほか、当然、県民が使用できるものであること。
- 2 上記のスペースが確保されれば、議会側としては、各会派議員控室を禁煙とすること。
- 3 上記項目に同意されるならば、双方の話し合いの場をもつまでもないこと。